

自動車関連情報の利活用に関する将来ビジョン検討会 中間とりまとめ(概要)

平成26年6月

国土交通省 自動車局



1. 自動車関連情報の利活用に関する将来ビジョン検討会につい 国土交通省

1. 検討会の概要

・昨年6月に閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言」を踏まえ、国が保有する検査登録情報(所有者情報等) をはじめ、車両の位置・速度情報や事故・整備履歴情報等の「自動車関連情報の利活用による新サービスの創出・ 産業革新」、及び「行政手続きのワンストップ化の加速を含む自動車関連手続きの利用環境の向上」に関する将来 のあり方について、今年2月から有識者からなる検討会を設置し、検討を行っているところ。

2. 有識者委員(敬称略)

須藤 修(座長) 東京大学大学院情報学環長

山野目 章夫(座長代理) 早稲田大学大学院法務研究科 教授

梶浦 敏範 (株)日立製作所情報通信システム社 上席研究員

川端 由美 自動車ジャーナリスト

桑津 浩太郎 (株)野村総合研究所 ICT・メディア産業コンサルティング部 主席コンサルタント

新保 史生 慶應義塾大学総合政策学部 教授

古川 修 芝浦工業大学大学院理工学研究科 特任教授

三谷 慶一郎 (株)NTTデータ経営研究所情報戦略コンサルティング本部長

室山 哲也 日本放送協会 解説委員

森川 博之 東京大学先端科学技術研究センター 教授

3. 検討状況

・第1回(平成26年2月24日) : 自動車関連情報の利活用の現状と検討課題等について

·第2回(平成26年3月20日)、第3回(平成26年4月10日)

海外事例調査結果報告、委員からのプレゼンテーション

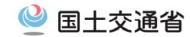
第4回(平成26年4月24日)中間とりまとめに向けた議論

第5回(平成26年5月28日) : 中間とりまとめ(案)の議論

※以降、中間とりまとめについて、その取組内容や進め方の具体化・深度化を図り、

年内を目途に最終とりまとめを行う予定

2. 自動車関連情報の利活用の現状と課題



- 〇自動車が収集・発信できる情報は、自動車のIT化の進展によって、膨大かつ多岐にわたっている状況。
- 〇我が国では、自動車関連情報について、各々のステークホルダーが個別に情報を有し、お互いの連携や同業他社も含めた利 活用が進んでいない状況。

自動車のIT化の進展

40%

30%

20%

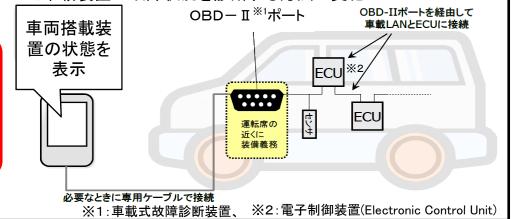
10%

0%

〇近年、電気自動車やハイブリッド自動車に代表されるような次世 代自動車の普及により、自動車のコンピュータ化が大幅に進展。

整備方法の変化

○自動車整備方法は、従来の機械的な方法ではなく、外部から 車載コンピュータに接続し、専用ツール(スキャンツール)を用い て車載装置の故障状況を診断する方法に変化

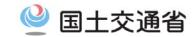


自動車関連情報の利活用に係る課題

H18 H19 H20 H21 H22 H23 H24 (年度)

- 〇自動車に関連する情報は、車両の位置・速度情報(自動車メーカー)、整備・事故情報(整備・保険会社)、所有者・車検情報(国)等、 膨大かつ多岐にわたり、それぞれの情報の保有主体、更新頻度、情報量等は、その内容や主体毎に異なっている状況。
- ○自動車関連情報の利活用を進める上での主な課題
 - →現行の個人情報保護制度との関係において、どの範囲の情報をどのように利活用することが適当であるのか十分に明確になっていないこと。
 - →情報の仕様等の共通化・統一化が図られてないこと。
 - →中小企業の多い業界では情報の電子化自体が不十分であること。
 - →情報の保有主体が多数いる場合、新しいサービスの創出を適正かつ迅速に進めることが容易ではないこと。

2. 自動車関連情報の利活用① ~欧米における自動車関連情報の利活用事例~



〇欧米では、自動車関連情報を組み合わせて自動車ユーザーに提供する産業が発達

①自動車履歴情報閲覧サービス(米国)

概要

〇米国のCar Fax社では、中古車購入者等に対して、車両登録等を担当する行政機関が管理する情報等に基づき、車両のオーナー数、事故・整備履歴、走行距離、水害履歴などの情報を有料で提供。



〇これにより、見た目では判別しづらい、「車両骨格の歪み」「エアバックの作動履歴」「走行距離 の改ざん」といった、車両の問題を把握可能。(レポートは1件\$40程度で提供)

効果

○買主は安心して車を購入出来るほか、売主も売却価格が高くなる等、買主・売主双方にメリットがあり、中古車流通市場の活性化にも寄与

②自動車安全運転インセンティブ保険(英国、米国)

概要

- 〇自動車の走行情報から得られる実際の走行距離や運転特性(急ブレーキ・発進数等)の内容に基づき、 保険料を算定する保険商品が、英国や米国を中心に展開。
- 〇安全運転をした者には、走行距離にボーナスが付き、実走行距離より短い距離で保険料を算定する等、 保険料金が低減。



〇英国の保険会社(Insure The Box)では、自社製の測定機器を自動車に内蔵し、これによって走行情報を収集し、運転特性を評価。(割引のみに利用)



○米国では、保険会社(Progressive Insurance)が提供する専用車載器(Snapshot)を自動車のOBD-IIポートに付けて走行情報を収集・分析し、保険料金を設定。(保険割引率は0~30%)

効果

〇ドライバーの安全運転の促進による事故の減少、自動車保有に係るコストの低減による若年層の車離れ への対応等

2. 自動車関連情報の利活用② ~重点テーマ~



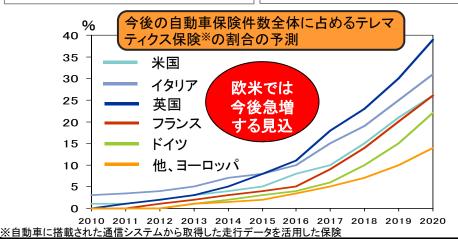
〇海外の先進事例や検討会での議論を踏まえ、以下のサービス等を「重点テーマ」と位置づけ

①テレマティクス等を利用した安全運転促進保険

自動車の走行情報から得られる急ブレーキ数や急発進数等の運転 特性に応じて保険料金が設定される等の新たな自動車保険の開発

- 事故の削減
- ・自動車保有に係るコスト低減

評価のために収集すべき情報 や料金算定方法等の検討等



②自動車トレーサビリティー・サービス

- ・中古車購入時に、自動車の過去のオーナー数や事故・整備履歴 等の車両の履歴情報を提供し、見た目では判断できない車両情報 "見える化"するサービスを創出
- ・購入時の信頼性向上(買主)・下取り価格の上昇(売主)によ り、買主・売主双方にメリット

効果

- 自動車流通市場の活性化
- 自動車取引の安全・安心向上

主な課題

情報の収集・管理体制の 検討・構築等

右図:米国事例 (CAR FAX社 HP)

インターネットを通じて 、自動車の過去のオ ーナー数、事故・整備 履歴などを有償で提 供するサービス



出典:各社ホームページ、SAS Institute社資料より国土交通省作成

③安全OBD※に対応したスキャンツールの共通化

※安全装置に係る車載式故障診断装置

・自動車のIT化に伴い車両装置の故障診断は外部から車両搭載のコンピュータに接続し行う必要があるが、診

安全性の向上、整備業界の活性化

主な課題

共通化すべき安全に係る装置の選定等

断機能への対応が共通化されておらず、整備工場ではすべての車両装置の故障診断に対応できない状況 ・安全に係る車両装置の故障診断においてスキャンツールの機能の共通化・統一化を図ることで、どこの整備工

場においても正確且つ迅速な故障診断が可能

④検査と整備の相関分析等を通じた検査・整備の高度化・効率化

概要

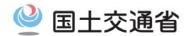
国等が所有する検査情報と整備工場等の所有する整備情報等の集約 ・分析を通じて、保安基準の見直しや検査の重点化等、機動的な制 度設計の実現及びリコール部品の早期発見等を実現

安全性の向上、検査・整備の 効率化、自動車製作への活用



分析手法の開発等

3. 自動車関連手続きの利用環境の向上



oss

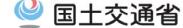
1. 現状

- ・平成17年12月より自動車の運行に必要な行政手続き(車庫証明・検査登録・車体課税納付)をオンラインでワンス トップで行うことができるサービス(OSS)を開始
- ・現在OSSは新車新規登録手続きを対象として11都府県において稼働しており、稼働地域では約6割がOSSを利用
- ・OSSについては、昨年12月に閣議決定された「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」に基づき、29年度ま でに全ての都道府県への拡大及び対象手続きを拡大することとされているところ

2. 今後の取組の方向

平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度 マイナンバー法案の施行3年後(予定)※ マイナンバー利用 OSSシステムの更改 開始(28年1月予定) (29年1月予定) ・全ての都道府県でOSSを稼働 ·OSS対象手続を移転·変更·抹消登録や継続検査等の全ての手続に拡大 (1)oss \mathcal{O} ・OSSの利用促進の観点から、自動車損害賠償責任保険証明書の備付義務 抜本的拡大 の免除等による書類の簡素化等、自動車ユーザーの利便向上を図る ・手数料の引き下げや審査手続の見直し等により、OSSと窓口手続き とで差別化を図り、OSSの利用を一層促進 軽自動車についても ②軽自動車の 早ければ平成31年 OSS導入 からOSSを導入 マイナンバーの利用範囲拡大 ※マイナンバー法附則において、同法施行 マイナンバーカードを利用 ③マイナンバー にあわせ、自動車関連手続に 後3年を目途として、マイナンバーの利用 (本人確認)したOSSの手 の活用 マイナンバーを利用した更な 範囲の拡大について必要な検討を行う旨 続開始(H28. 1)予定 る手続の利便向上(住所変更時 が規定されている。 の住民票の提出を省略等)を検討

(参考)自動車関連手続きの利用環境の向上



県税事務所

000

~自動車保有関係手続きに係るワンストップサービス(OSS)について~

〇自動車の運行に必要な各種行政手続(検査登録、保管場所証明(警察)、自動車諸税の納税(県税)を、OSS によりオンライン・一括で行うことが可能。

窓口手続き ワンストップサービスを利用した手続き ポイント① ○申請・納付手続きのため、各機関を訪れる必要 全ての申請・納付手続きがオンラインで 自動車を購入 警察署 警察署 一括して行うことが可能 ワンストップ化 ①車庫証明申請 イン 電子 申請・納付 運輸支局 運輸支局 ②検査登録申請、自 申請者

対象手続き

新車新規登録

(型式指定車)

※手続の終了後に、警察・運輸支局において、保管場所ステッカーおよび車検証等の受取が必要

動車重量税納付

③自動車取得税、

自動車税の納付



県税事務所

申請者

き代理人)

(購入者、手続

期待される効果

〇ユーザーの負担が大幅に削減(稼働地域でのディーラー代行 手数料は、**通常に比べ8,000円低い**)

今後の方針

(独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月閣議決定)より)

(現在)

(平成29年度まで)

対象手続き : 新車新規登録

(購入者、手続

ポイント2

いつでも、どこからでも、

24時間365日手続可能

き代理人)

7

ワンストップサービスシ

ステム

対象手続きを拡大

〇 稼働地域 : 11都府県

💙 全国に拡大

6